

01. 職員の健康診断受診率

1. 指標について

職員の健康状態を把握し、健康の維持増進に努めることは事業主(病院側)の責務です。事業主は労働安全衛生法に則り、次の健康診断を実施しなければなりません。

- ・ 雇い入れ時の健康診断
- ・ 定期健康診断
- ・ 特殊業務従事者の健康診断
- ・ その他の健康診断

医療提供側職員の受診率は、利用される患者さんの安心安全につながります。

2. 当院での定義・計算方法

分子： 分母のうち、健康診断の受診者数

分母： 健康診断対象職員数（非常勤医師等を除く）

3. 当院の数値

2013年度 **97.4%**